

公益社団法人 日本口腔外科学会  
口腔外科専門医研修カリキュラム (2019. 10.31 策定)

## 1. 目的

本専門医制度は、医の倫理を体得し、口腔・顎・顔面の疾患に関して高度の外科専門的知識と診療に関する技術を修得した口腔外科専門医を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

## 2. 専門研修の目標

### 2.1. 専門研修後的一般目標と成果

口腔外科専門医は、口腔・顎・顔面の疾患に関して国民に良質で安全で、高いレベルの包括的な診療を実践できること、および自らの研鑽とともに後進の指導を行うことを修得目標として、以下の項目を到達目標とし研修を実施する。

- 1) 口腔外科専門医として、適切な診断能力、問題解決能力、治療技能を習得する。
- 2) 口腔外科手術を安全、適切に実施できる能力を習得する。
- 3) 口腔外科の診断と治療に必要な検査および全身状態の評価に関する知識と技能を習得する。
- 4) 周術期管理に必要な検査および全身状態の評価に関する知識を習得する。
- 5) 医療安全対策、感染予防対策に配慮した診療管理を行うことを習得する。
- 6) 地域医療における口腔外科医療、病院歯科口腔外科の責務を理解し、それを実践する。
- 7) 後進ならびに治療チームの指導と監督（コーチング）能力を育成する。
- 8) 医の倫理に配慮し、社会性を考慮した口腔外科診療を行うための知識と態度を習得する。
- 9) 医学の進歩に合わせた科学的思考・生涯学習・研究を行うための方法を習得する。

### 2. 2 到達目標

習得すべき専門内容は診断と治療に必要な知識、技能（診断技能・治療技能）、態度に分けて本カリキュラムに記載する。

#### I: 全身状態の把握

##### 〈身体所見〉

- 1) 医療面接で聴取した病歴に基づいて、診療上の問題点を抽出できる。
- 2) 適切に身体所見（バイタルサインを含む）を取り、全身状態の評価を行うことができる。

#### 達成目標（知識）

- バイタルサインについて概説できる。
- 胸部単純X線検査の所見について概説できる。
- 標準12誘導心電図の所見について概説できる。
- 呼吸機能検査について概説できる。
- 血液検査所見について概説できる。

#### 達成目標（技能）

- バイタルサインを適切に評価できる。
- 胸部単純X線検査の心陰影、縦隔の異常所見から病態を推定できる。
- 胸部単純X線検査の手術後の所見を評価できる。
- 心電図波形から異常所見を判読し、病態を推定できる。
- 呼吸機能検査について理解し、病態を推定できる。
- 血液検査所見から病態を推定できる。

#### 達成目標（態度）

- 個人情報保護に留意して身体所見をとることができる。

### 〈救急処置〉

- 1) 心肺停止を含む救急疾患の病態を理解し、迅速かつ適切な救急処置を施行できる。

#### 達成目標（知識）

- 心肺停止の患者に対する一次救命処置（BLS）と、それに続く二次救命処置（ALS）を説明できる。

#### 達成目標（技能）

- 心肺停止の患者に対して、一次救命処置（BLS）と、二次救命処置（ALS）に準じて初期診断、評価および対応ができる。
- 初期ABCD評価および二次ABCD評価と、その指導ができる。

#### 達成目標（態度）

- メディカルスタッフと協力して迅速に救命処置を実行することができる。

### II: チーム医療・地域医療活動・コーチング

- 1) 口腔外科~~の~~におけるチーム診療を実施することができる。
- 2) 他のメディカルスタッフと協働しチーム医療を実践できる。
- 3) 地域における口腔外科医療の責務を理解し、医療連携を構築できる
- 4) 後進に口腔外科の診療に必要な基本的な知識・技能・態度を適切な方法により指導できる。

#### 達成目標（知識）

- チーム医療について概説できる.
- 病院ならびに地域医療における多職種連携の必要性を説明できる.
- 地域医療における医療連携の必要性とそのしくみを説明できる.
- カリキュラムプランニングの基本的事項を説明できる.

**達成目標（技能）**

- チーム医療ならびに病診・病病連携医療を実践できる.
- 医療スタッフに適切なタイミングでコンサルトできる.
- 上級医、同僚や後進の歯科医師・医師、ならびに他の医療従事者と適切なコミュニケーションができる.
- 後進に口腔外科の診断と治療に関する知識・技能（手術を含む）・態度を適切な方法で指導できる.

**達成目標（態度）**

- 地域医療、医療チームの中で他者に対して配慮をもった対応ができる.
- コンプライアンスに配慮した診療施設の管理と指導ができる.

**III: 周術期管理**

- 1) 周術期管理に必要な病態生理を理解できる.
- 2) 手術侵襲とそれに関連する手術のリスクの判断ができる.
- 3) 病態に応じた輸液・輸血について説明できる.
- 4) 病態に応じた栄養管理を説明できる.
- 5) 術後合併症の診断ができる.
- 6) 薬剤による有害事象を判断できる.
- 7) 周術期に必要な基本手技を安全に行うことができる.
- 8) 医療安全、感染予防対策に留意した周術期管理ができる.

**達成目標（知識）**

- 手術侵襲と手術のリスクから周術期の管理計画を立案できる.
- バイタルサイン・臨床検査・画像検査の評価とその対応を説明できる.
- 輸液療法の基本的事項を説明できる.
- 輸血療法の基本的事項を説明できる.
- 栄養管理の基本的事項を説明できる.
- 抗菌薬の適正な使用法を説明できる.
- 周術期に必要な基本手技の手順と留意事項を説明できる.

**達成目標（技能）**

- バイタルサイン・臨床検査・画像検査を評価し適切な周術期管理を行うことができる.
- 周術期の補正輸液と維持療法を行うことができる.

- 輸血製剤と輸血量を決定し、輸血療法を指示することができる。
- 病態に合わせて栄養管理を指示できる。
- 抗菌薬の適正な使用ができる。
- 術後合併症の診断と適切な対応ができる。
- 薬剤による有害事象に対処できる。
- 周術期に必要な基本手技を安全に配慮して実践できる。
- 施設で規定された医療安全対策と感染予防対策を実践し、それを他の医療者に指導できる。

## IV: 口腔外科診療

### 〈口腔外科の診断と手術〉

- 1) 口腔顎面領域の疾患に関してその診断と治療に必要な知識・技能・態度を習得する。  
必要な内容については別項\*に定める。
- 2) 口腔外科に関する手術を適切かつ安全に実施し、入院管理ができる能力を習得しそれを実践することができる。
- 3) 患者および家族に適切な病態、治療法、予後などの説明を行うことができる。

#### 達成目標（知識）

- 口腔外科の診断と治療に必要な解剖・病態生理・病理を理解できる。
- 口腔外科の診断と治療に必要な臨床検査・画像検査・病理組織学的検査等の基本的事項、治療方針の立案に必要な標準的治療やガイドライン等について説明できる。

#### 達成目標（技能・態度）（詳細は別項\*に定める通り）

- 疾患の診断ならびに治療方針の立案を適切に行うことができる。
- 安全に配慮した手術を実践することができる。
- 適切な周術期管理ができる。
- 適切なインフォームド・コンセントを行なうことができる。

### 以下の別項は巻末へ

#### 別 項\*

- 下記領域の手術の実施ならびに周術期の管理を規定に沿って行なうことができる。
- 1) 執刀手術：指導医あるいは専門医の下で、以下の A～D の各分野から合計 100 例以上の執刀手術を経験する。執刀手術は、公益社団法人日本口腔外科学会が作成した手術難易度区分表の各分野の手術について、下記に定める症例数を要し、そのうちの 40 例以上はレベルⅡ以上の手術を行う。ただし、A-2～D-3 の各分野の執刀手術においては、症例が特定の分野に偏ることの無いよう留意する。

A- 1. 歯・歯槽外科手術

A- 2. 補綴前外科手術／顎堤形成術／骨移植術

- A-3. 口腔・顎・顔面インプラント関連手術
- B-1. 消炎手術
- B-2. 良性腫瘍、嚢胞、腫瘍形成性疾患等の手術
- B-3. 唾液腺関連手術
- B-4. 上顎洞関連手術
- C-1. 顎顔面外傷手術／異物除去手術
- C-2. 顎変形症関連手術／顎顔面骨延長術
- C-3. 顎関節手術および関連処置
- D-1. 癌／前癌病変関連手術および処置
- D-2. 再建外科手術
- D-3. 口唇裂・口蓋裂関連手術

2) 入院症例の管理：担当医として同手術難易度区分表の各分野から合計 50 例以上の入院症例の管理を経験する。ただし、各分野における症例は下記の通りとし、A-1における症例数は 5 例以下とする。

- A-1. 歯・歯槽外科手術
- A-2. 補綴前外科手術／顎堤形成術／骨移植術
- A-3. 口腔・顎・顔面インプラント関連手術
- B-1. 消炎手術
- B-2. 良性腫瘍、嚢胞、腫瘍形成性疾患等の手術
- B-3. 唾液腺関連手術
- B-4. 上顎洞関連手術
- C-1. 顎顔面外傷手術／異物除去手術
- C-2. 顎変形症関連手術／顎顔面骨延長術
- C-3. 顎関節手術および関連処置
- D-1. 癌／前癌病変関連手術および処置
- D-2. 再建外科手術
- D-3. 口唇裂・口蓋裂関連手術
- E-1. 周術期の全身管理（A-D の内容に含まれているものとする）
- E-2. 救急、緊急時の対応（A-D の内容で該当する内容があった場合）

#### 〈口腔外科に関連する病態の診断〉

- 1) 口腔外科で治療を行う症例について関連した以下の病態の把握と管理等ができる。  
達成目標（知識・技能）（詳細は別項\*\*に定める通り）
- 口腔外科の診療に関連した病態に対して適切な対応ができる。

## 以下の別項は巻末へ

### 別 項\*\*

担当医として、下記の E 及び F の項目から各々 5 例以上（各項目 1 例以上）、合計 10 例 以上を経験する。

E- 1. 口腔顎頬面領域の難治性疼痛又は口腔癌治療に伴う疼痛

E- 2. 構音・摂食嚥下障害又は味覚・知覚障害

E- 3. 口腔粘膜疾患又は全身疾患による口腔病変

F- 1. 気道管理；周術期の気管内挿管、気管切開などの気道確保を含む

F- 2. 栄養管理；高カロリー輸液や経腸栄養法などの栄養管理

## V : 医療安全対策・感染予防対策

- 1) 口腔外科の診療における医療安全管理と医療事故の対応について説明できる。
- 2) 口腔外科の診療における感染予防対策について説明できる。

### 達成目標（知識・技能・態度）

- 医療安全管理と医療事故の対応についての基本的事項と所属施設における医療安全管理マニュアルに従った行動ができる。
- 感染予防対策の基本的事項と所属施設における感染予防マニュアルに従った行動ができる。
- インシデント、アクシデントの対応策を構築できる。

## VI: 医の倫理・プロフェッショナリズム

- 1) 医療人（口腔外科専門医）の役割と具備すべき倫理観を理解し、患者の権利を尊重し、適切な医療を提供できる能力を身につける。
- 2) 倫理指針に則った研究活動を行うことができる。
- 3) 歯科医師、また口腔外科専門医としてのプロフェッショナリズムを実践できる。
- 4) 社会的背景に配慮した医療の実践ならびに医療環境の構築ができる。

### 達成目標（知識）

- ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言およびヘルシンキ宣言を説明できる。
- 歯科医師のプロフェッショナリズムを説明できる。
- 口腔外科専門医が提供すべき医療の価値について説明できる。
- 地域医療における医療機関の役割について説明できる。

### 達成目標（技能）

- 口腔外科専門医としてのプロフェッショナリズムを実践できる.
- 個人情報、遺伝情報の臨床での取り扱いに注意を払うことができる.
- 疫学研究、臨床研究に関する倫理指針に則った研究計画を立案できる.

#### 達成目標（態度）

- 医の倫理に基づき、患者および家族の人権を尊重し社会的背景を考慮した医療を提供できる.
- 自らの能力と医療機関の機能を認識し、他の歯科医師、医師や医療機関に適切なタイミングで支援を求めることができる.

### VI: 学術的活動

- 1) 口腔外科に関係する学術発表を行うとともに学術論文を作成することができる.
- 2) 文献などの資源や教育研修会等を活用して診療に関する問題解決ならびに最新の知識を常に入手することができる.

できる.

#### 達成目標（技能）（詳細は別項\*\*\*に定める通り）

- 電子媒体を用いて独力で文献検索ができる.
- 適切な学術発表を準備し、実践することができる.
- 科学論文を作成することができる.
- 後進の指導に必要な教育手法を習得し実践できる.

#### 達成目標（態度）

- 常に新しい医学情報・技術を習得する姿勢を持ち、生涯学習を実践する.

### 以下の別項は巻末へ

#### 別 項\*\*\*

上記を実践し評価するための方略として以下の内容を行う。

専門医申請者は、定める学会発表および論文業績を有していかなければならない、

この次に学術大会への参加および発表についての記載を入れる、

細則にある指定する学会ならびに学会誌を転記してください。

- (1) 口腔外科学に関する学術論文を3編以上発表すること。ただし、日本口腔外科学会雑誌掲載論文1編を含むものとする。また、3編のうち1編は、筆頭著者として、日本口腔外科学会雑誌又は International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery もしくは Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology に掲載されたものでなければならない。
- (2) 「指定学術雑誌」に掲載された口腔外科学に関する論文は業績として認める。ただし、「指定学術雑誌」以外の論文については、専門医審査会の審査により、論文業績として認められることがある。

### **3. 専門研修の方法と評価**

2に記載した到達目標を満たすための研修方法とその評価は、本学会専門医制度細則……の定めによって各自が記録し、本学会……委員会が判断し理事会のその判定を答申する。

### **4. 専門研修施設の認定基準**

専門医制度において専門医を育成する研修施設の基準を……によって規定し、その認定は本学会……委員会が判断し理事会にその判定を答申する。